

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に関する経過措置）

2 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）附則第17項に規定する期間における介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に係るこの条例による改正後の静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第23条第1項第1号の規定の適用については、同号中「介護保険法第8条の2第16項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の介護保険法第8条の2第18項」と、「同法第8条の2第16項」とあるのは「同法第8条の2第18項」とする。